

産業厚生常任委員会会議録

(令和6年7月10日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会産業厚生常任委員会会議録

本日の会議 令和6年7月10日(水)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	吉田茂生	副委員長	嘉喜山茂
委員	尾崎恵一	委員	少林法子
委員	鷹野正志	委員	原田達也
委員	山下正敏		

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	主幹	小松一恵
係長	山口昌		

説明のため出席した者

環境衛生課長	山本正文	主幹	谷岡誠司
--------	------	----	------

本日の委員会に付した案件

(1) 所管事務調査

- 「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する条例について」

(2) その他

開会 9時00分

閉会 9時53分

○嘉喜山副委員長 ただいまから産業厚生常任委員会を開催したいと思います。本日は、再生可能エネルギー条例についてということで、長期にわたりまして継続審査となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ここからの進行は委員長にお願いいたします。

○吉田委員長 朝9時という早い開催にもかかわらず、全員参加いただきまして本当にありがとうございます。どうやら雨も降りまして戻り梅雨の状況に入っております。体の調子をそれぞれが整えていただいて、生活していただきたいというふうに思います。

先ほど嘉喜山副委員長のほうからありましたように、昨年3月6日に所管事務調査ということで報告をしておりますが、不完全な形で終わっておりますので、継続審査ということでしたが、ほとんど何も開催されずにここまでできました。今日、皆さんのほうの審議をお伺いして、それで最終どうするかを今日判断していただきたいというふうに思いますので、審査のほうよろしくお願いしたいと思います。

私のほうからの挨拶は以上とします。引き続き会議に入っていきたいというふうに考えております。

先ほど嘉喜山副委員長が言われたように、愛南町の豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例についてということで、今日はその改正の概要が出ておりますので、先に山本環境衛生課長のほうから説明をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 本日は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正についての報告と併せ、買取制度の要件強化、それに伴う本町への申請状況について報告します。

資料1ページを御覧ください。2023年5月に成立した脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律により、再エネ特措法が改正され、この改正法が2024年4月1日より施行されました。改正のポイントは以下の5つです。

まず、1つ目は、関係許認可取得に係る認定手続の厳格化です。これにより、都道府県の許認可を確実に取得することが求められます。

次に、2つ目は、説明会等のFIT/FIP認定要件化です。これにより、地域住民への十分な説明が義務付けられました。

次に、3つ目は、認定事業者の責任明確化、監督義務の強化です。これにより、事業者は自身の責任を明確にし、適切な管理を行わなければなりません。

次に、4つ目は、違反状況の未然防止・早期解消の措置です。これにより、違反行為が発生する前に防止し、発生した場合には迅速に対応することが求められます。

最後、5つ目は、太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保です。これにより、廃棄物の適正処理が求められ、環境負荷の低減が図られなければなりません。

続きまして、これらの改正点を踏まえ、各改正の内容について御説明してまいります。

まず、1の関係許認可取得に係る認定手続の厳格化については、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下①から③の許認可について、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は、原状回復が著しく困難であるため、認定手続を厳格化し、FIT/FIP認定の申請要件となり、事前に都道府県知事から許可を得ておかなければならないこととなりました。対象となる許認可は、①森林法における林地開発許可、②宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、③砂防三法、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法における許可を認定手続前に行っておく必要があります。

続きまして、2の説明会等のFIT/FIP認定要件化については、再エネ発電事業を行おうとする事業者は、FIT/FIP認定申請前に、改正再エネ特措法に基づく要件を満たす説明会を開催することが要件となりました。

(1)の説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲としましては、50キロワット以上の

高圧は説明会の開催が必要となり、50キロワット未満の低圧は、原則として説明会以外の事前周知で構いませんが、周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリアでは説明会の開催を求めることになりました。具体的には、上記1の①から③で定めた許認可が必要なエリア、土砂災害警戒区域のエリア、景観等の保護エリアで発電事業を行う場合は説明会が必要となり、また、低圧の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合等は、説明会の開催が必要となりました。

2ページを御覧ください。

(2)の説明会での説明事項等については、①事業計画の内容、②関係法令遵守状況、③土地権原取得状況、④事業に関する工事概要、⑤関係者情報、⑥事業の影響と予防措置について、説明しなければならないこととなりました。

(3)の説明会の議事等については、質疑応答の時間を設け、住民の質問・意見への誠実な回答を求めること、説明会後に事業者が質問募集フォーム等を設け、提出された住民の質問等への書面等での誠実な回答を行うことが求められることとなりました。

(4)の「周辺地域の住民」の範囲では、事業場所から一定の距離、低圧では100メートル、特別高圧・高圧は300メートル、環境アセス対象の施設では1キロメートルの居住者と、発電設備の設置場所に隣接する土地や建物の所有者が説明会の対象となり、また、市町村への事前相談を行うことを求め、市町村の意見を基に、周辺地域の住民に加えるべき者を追加することになりました。

(5)の説明会の開催時期では、事業の初期段階から、複数のタイミングでの説明会の開催が求められ、具体的には、周辺地域に影響を及ぼす可能性が高い場合、具体的には上記I①から③の許認可が必要な場合や環境アセス対象などは、FIT/FIP認定申請前に加えて、当該許認可申請前の段階においても説明会の開催が必要となりました。また、本町のように再エネ条例に基づく許認可取得が必要な場合は、許認可取得等から工事着手までの間にも説明会の開催が求められることとなりました。

(6)のその他の説明会実施要領では、1点目は、説明会には、再エネ発電事業者自身が出席を求められることとなりました。2点目は、FIT/FIP認定申請時に、説明会を開催したことの証明資料として、説明会の議事録、配布資料、質問募集フォームにおける質問・回答、概要報告書等の提出を求め、概要報告書は認定後に公表することになりました。3点目は、認定後に事業譲渡や実質的支配者の変更などが生じた場合は、変更認定申請時に改めて説明会の開催が必要となり、4点目は、説明会は事後検証できるよう、録画・録音し、保管することが求められることとなりました。

続きまして、3の認定事業者の責任明確化（監督義務）については、委託先も認定基準・認定計画を遵守するよう、認定事業者に委託先に対する監督義務を課すこととなりました。

(1)の監督義務の対象としては、再エネ発電事業の実施に必要な行為に係る委託、例えば、手続代行、土地開発、建設・設置工事、保守点検等に係る業務について、監督義務の対象となります。

3ページを御覧ください。

(2)の契約書の締結では、認定事業者と委託先との間で書面の契約書を締結することを求められ、契約書において、委託先も認定基準・認定計画に従うべき旨を明確化するとともに、認定事業者への報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意などの事項を含めることが必要となりました。

(3)の報告の実施では、委託先から認定事業者に対して、認定基準・認定計画の遵守状況等を報告することが求められ、また、認定事業者から国に対して、委託契約の概要等について定期報告することが必要となりました。

続きまして、4の違反状況の未然防止・早期解消の措置では、関係法令等に違反する事業者

に対し、FIT/FIP交付金の一時停止のほか、違反が解消されず認定が取り消された場合は交付金の返還を命令するものとなりました。

(1)の交付金の一時停止の発動タイミングとして、関係法令違反について、行政処分・罰則の対象となる違反が覚知され、違反に係る客観的な措置がなされた段階においては、一時停止の措置を講じることが可能となりました。

(2)の交付金の返還措置では、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIPの交付金の返還命令が措置されることとなりました。

続きまして、5の太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保では、(1)更新に伴って不要となる太陽光パネルの適正な廃棄として、更新に伴って不要となる太陽光パネルの適正な廃棄については、廃棄等積立制度に積み立てられた資金を充てるのではなく、個別に適切な廃棄を求められ、また、更新に関連する変更認定申請時には、解体・撤去業者に廃棄を依頼する契約書など、一定の書類の提出を求め、事後に適切な廃棄が実施されたことの報告が求められることとなりました。

(2)更新・増設される太陽光パネルの適正な廃棄については、増設に伴う廃棄等費用の不足分は、増設に係る変更認定時に一括して外部積立てを求めることとなりました。

以上が改正再エネ特措法の概要となっております。

続いて、4ページをご御覧ください。ここからは、太陽光発電事業に関する要件の規制や価格の推移、町再エネ条例による申請実績などを御説明します。

まず、自家消費型太陽光発電の地域活用要件の規制についてです。2020年4月より、10から50キロワット未満の低圧太陽光発電設備には、地域活用要件が設けられ、全量売電することができなくなりました。この要件は、地域内で発電した電力を有効活用し、災害時にも自立運転で電力を供給できる体制を構築することを目的としております。地域活用要件は、発電設備の設置場所で、少なくとも30パーセントの電力を自家消費する必要があり、また、災害時に自立運転を行い、一般家庭へ電力を供給できる給電用コンセントを設置する必要があることとなっております。

次に、太陽光発電の固定買取価格の推移ですが、2012年の制度開始以降、太陽光発電システムの設置コストが下がり、発電量も増加したことから、固定買取価格は年々下落しております。2023年4月時点の低圧の固定買取価格は1キロワット10円となっており、制度開始当初の25パーセントまで下落しております。

最後に、再エネ条例による新規申請実績ですが、2022年度以降減少しており、ここ2年では新規申請はありませんでした。この減少要因としては、地域活用要件による規制の影響と固定買取価格の下落が反映しており、今後もこの状況は続くものと思われま

す。以上、簡単ではありますが、再エネ特措法に関する説明とします。

○吉田委員長 ありがとうございます。この改正の概要について何か質問事項ありますでしょうか。何か聞いておきたいこととか、何かございますか。

尾崎委員。

○尾崎委員 今回の改正で大きく変わっておりますけれども、こうなりますと、現在ある愛南町の条例もこれに準じたもので、当然今回変えていくことになろうかと思うんですけれども、特に説明会の要件、これについて、ワット数とか諸々の条件が細かく出てきたので、我が愛南町の条例でも、説明会のところ、第9条に地区住民への説明会ってありますが、この辺りも変わってくるかと思えます。

この改正の中で、うちの500平米以上である発電事業者とか協力要請区域で行う発電事業者についてはこの条例の適用を受けるということで明記されておりますが、この点は今回の改正では変更する要件にはなっていないんですかね。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 今回の条例の内容でございますが、特に今回、国のほうがある程度、ほとんど指針をこういう形で改正されましたので。実を言うと、以前、担当課のほうから提案しておりました条例改正案のほうなんです、かなり条文を増やした、あれにつきましてのほとんどを網羅したような形になっております。で、今のところ、それを網羅されて、いわゆる上位法令がもう確約されておりますので、ちょっとうちの条例をどうやって整備するかっていうのは、今のところはそこまでする必要もないのかなという気はするんですけど、その法の改正によって不具合が生じる場合もやっぱり出てくると思います。そこら辺を条例で補えたらなという感じではちょっと考えてはおるんですが、今のところ、今の法令でほとんどが網羅されているような状況になりましたので、条例改正をどこまでするかというのは、まだちょっとそこまでは僕らのほうも考えてはいないっていうところが現状です。以上です。

○吉田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 分かりました。それで、このタブレットの4ページに、この一番下に、各年度の申請状況出ておりますよね。23年度、24年度がゼロ件ってことになっておるんですけども、実際、うちは500平米未満の発電業者は認可の必要がないので、ここには出てこないと思うんですが、このゼロの中に、ゼロではあるけど500以下の小さい発電なんかはどうなんですか。設置しよんですかね。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 お答えします。先ほど尾崎委員が言われたように、確かに500平米以下の分は条例対象外なので、うちのほうに申請が来ることはありません。ただ、その10キロワット以下とか、いわゆる家庭用みたいな形ですよ、あれについては、何件かはやっぱり出るのはありますけど、そこはなかなかちょっとうちのほうで把握できない状況であります。例えばなんですが、須ノ川の上、国道の上のところにあるものは、9.8なんでうちのほうにはこないんですよ。なので、そこら辺が把握できないとかちょっとあるんですけど、難しいところではあります。

それで、前回の条例案では、500平米を撤廃して10キロワット以上という、ただ、さっき言ったのは9.8なんで、それでも来ないんですけど、そこはちょっと今の逃げ道と言いは失礼なのかもしれませんが、そういう形で開発行為はできるのかなという感じは受けます。

ただ、先ほど言いましたように、今の条例で500平米以下っていうのはなかなかうちらでも把握できないところもあります。ただ、先ほど地域住民から情報共有したとか、先ほど説明でもありましたけど、複数あの近くに至近距離に点在したようなところ、例えば30キロがぼんぼんぼんぼんぼんとできたら、それはもう対象になるような形の国のほうの基準になってくると思いますので、そこらへんはうちのほうも情報共有ができるのかなと、確認はできるのかなという考えではおります。以上です。

○吉田委員長 嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 すいません、先に質問させてもらいます。

資料の1から5の項目について見ると、事務処理とか指導等をする機関は国ですけど、資源エネルギー庁の資料によったら、市町村の役割も記載されています。それで、まず1点目が、今後、説明会とか法令違反時で、廃棄時に県、市町村がどのように関わっていくことになるのかと。

2点目として、50キロワット未満低圧等への指導と造成位置の基準で、法の運用について愛南町は今後どのように対応する予定なのか。

3点目として、この改正に伴って、先ほどもちょっと触れたと思うんですけど、廃案になった分も含めてやはり大幅な条例改正は見直しをすべきだと思うんですけど、どのようにする予定なのか。

それと4番目として、法にある条例の尊重、法令上、条例をどのように尊重していくのかについてちょっと明確に記載されていないので、そこをどういうふうに考えているのか、4点お聞きします。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 明確な答えにはならないかもしれないんですけど。

まず1点目の説明会の分なんですけど、先ほども説明しましたように、町としましては、確かに国の法令とかこういう形で基準が改正されましたので、ある程度国の基準に基づいた形にはなるんですけど、特に説明会につきまして、担当課としましては、おそらく事業者のほうから事前にいろんな質問やらなんかいろいろ来るとは思うんですよ。それに対して町も助言とかすると同時に、事業者が説明会を開催するときには常に参加をするなどして、地域住民の意見とか要望とかいろいろ聞きながら事業のほうは進めていけたらという考えでおります。

廃棄につきましても、一応、先ほど国のほうが制度の資金を設けたりとか、そういうような厳格化をしていますので、そこらへんは特にうちのほうはないのかなという気はするんですけど。環境省のほうで使用済みの太陽光発電設備の取扱いに関するガイドラインを策定しております。そこで関係者に周知して、解体撤去をガイドラインの内容についてお願いしているところでございますけど、これが今、FITが20年だったと思うんで、解体っていうのがなかなかまだ実績が少ないのは確かに現実でございます。ただ常時、うちもいろいろ経産省やネット等を見ながら、どういうふうな形で今進めているかも確認しながら現場もある程度見ながら、どういうような状況になっているか把握をしていきながらいきたいと思っております。あと、資源エネルギー庁、先ほど嘉喜山委員も言われたように有識者の会議を今やっております。そこで事業終了後に太陽光発電設備が放置された場合の対応について、今制度的な検討が行われている状況という形でこちらは捉えております。具体的な制度設計に向けた議論が今進んでおりますので、その議論の結果によってうちの自治体の関わり方も変わっていくっていうか、変えていくのではないかなという考えではおります。

そして、条例が今500平米以下という形になっているので、そこら辺は今後どんなふうになるかっていうのはあれなんですけど、先ほど尾崎委員にも説明しましたけど、今のところある程度この法で網羅されているところもありますので、条例改正のほうはどうやって進めていくかっていうのは、まだ担当課のほうではその話は進んでいない状況ではございます。大幅な条例改正も、前に30条ぐらい増やしたような形の条例改正案も出しましたけど、そこもほとんどこの国ので網羅されていますので、先ほど尾崎委員に説明しましたけど、そこで不足するところを条例で賄っていければなという考えではおります。ただ、どういうふうな問題が出てくるかっていうのはちょっとまだ見えていないところもあります。ついこの間これ施行されたばかりなので、僕らも見えていないところがありますので、そこら辺は協議とか検討もしていけたらなと。

また、委員からとか地域住民の方からどのような問題が出てきたっていうものを集約しながら、条例改正すべきところは改正していければなという考えではおります。

条例の尊重ではありますけど、やはりガイドラインにもありますように、条例のほうもちゃんと守りなさいよというのは資源エネルギー庁からも出ております。それを基に私たちも事業者のほうには説明をしておるところではございますけど、先ほどの説明会でもありましたように、条例があるような自治体につきましては、許認可をもらって工事着手する前にも説明会を開きなさいよというような文言も決められておりますので、そこら辺で、条例の尊重といいいますか、国との連携を図りながらやっていければと。今の条例でも一応まだ助言、指導、勧告か、その条文はまだ残っておりますので、それで、もしその事業者のほうで違法やいろんなものがありましたら、先にまずそこを、いきなり行政処分とかそういうのはちょっとできないと思っておりますので、指導、助言、勧告、それで経産省への通報、そういうような形は、そこはもう進め

ていければなという形ではおります。今現在はそういうような状況でございます。以上です。

○吉田委員長 嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 さっきのその条例の尊重というところで、その条例違反されても国の処分がないっていうのが一つの大きな課題やったんやけど、その辺については今回も触れられていないように思うんやけど、どうなんでしょう。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 私どもが調べた中では、違反状況に関する処置の関与について資源エネルギー庁と自治体間での情報共有の円滑化を図るために、資源エネルギー庁の業務管理システムを通じまして、資源エネルギー庁と業務管理のシステムが共有できるように今なっております。そこで、違反状況が明確である場合は、資源エネルギー庁にその旨を通報し、監督庁で対応を進めていただくという形は考えております。以上です。

○吉田委員長 ほかに何かございますでしょうか。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 先ほどの資料にもありましたけど、3ページなんですけど、4の(2)の交付金の返還措置っていうところで、交付金の返還命令を新たに措置とは書いておりますけど、そこに併せて取消処分も、今調べている限りでは国のほうが対応できるんじゃないかという形で認識しております。以上です。

○吉田委員長 ほかに何かありますか。質問事項、何でも結構ですけど。

鷹野委員。

○鷹野委員 いろいろ聞いてちょっと忘れているところもあるかもしれんけど、かなり前のことで忘れてるんやけど。1回この条例改正廃案になったやないですか。今の話だと、今度決まったこの国の特措置ですね、内容、説明会云々とかいう、それがその改正案にほぼ網羅されているというような説明やったんやけど。それやったら、1回廃案になったやつをもう一回条例改正そのまま出すとか、そういう考えはないんですか。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 その可能性もないことはないんですけど、上位法令がもう既に決まっとることを、同じことをまた条例でうたうというのどうかなっていうところもちよっとあったんで、法令にないところを条例でうたうというような形をちよっと考えているっていう形ではおりました。で、もう上の上位法令でもオーケーということなんで、それをあえてまた条例でうたうというのあれですし、また、そこで厳しくするっていうのもちよっとまだ難しいところもありますけど、その法律とか、先ほど言いましたように、住民とか、なんかいろんな問題があって、それに法令がうまく適用されていないところを条例化で対応するというのも一つの手かなという形でちよっとあったんで、あえてその廃案になった案をもう一回あげるっていうのは、今ちよっと考えてみようかなっていう形には考えております。それでも分らないのですけどね。そうなってくると、また条例改正も必要になってくるかもしれませんけど。以上です。

○吉田委員長 鷹野委員。

○鷹野委員 そしたら逆に、その改正案、ここは削除しますよっていうこともあり得るということよね。うとうとるということは。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 今、鷹野委員が言われたように、30条ぐらい前あった廃案が、国で網羅されたこの条文は消して行って、愛南町独自で考えないけんっていう条項は残して変えるっていう一つの手かなという感じはあります。以上です。

○吉田委員長 鷹野委員。

○鷹野委員 どっちにしても1回廃案になつとるけん、やっぱある程度の形を、今こういう新規に

あれはない、少なくなっているんだけど、今の段階でやっぱりその1回廃案になっているその改正案、ある程度まとめて出すべきじゃないかなっていうふうに私は思うんですけど、もう一回その辺お聞きします。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 今回、こういうふうな所管事務調査でそういうような意見もありましたので、理事者と1回相談させてもらった上で、やっぱ条例改正が必要かどうかというのをもう一回考えさせてもらうという形で、また、所管事務のほうでもそういうような提案をしてもらったらまた動きやすいかなというのもちよっとありますんで、今のところは担当課で今日の話をもとめた上で、急いで条例改正するっていうところまでは至ってはいないんですけど、今日の会議のほうでそういう意見もあったということは理事者に報告しながら、改正に向けた取組にするのかどうするか、進めていければと考えております。以上です。

○吉田委員長 ほかに何か質問事項ありますか。

私のほうから1つよろしいでしょうか。これ、50キロワット以上っていうのは適正な形なんですか。抜け道がないような形のワット数なんですか。そこだけちょっと。前は20キロワット以上みたいな形で少し議論があったと思うんですね。だから、その辺についてはちょっと、50キロワットで適正なのかどうかっていうのは判断をちょっとお願いします。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 50キロワットっていうんですけど、10キロから50キロが低圧になるんです。50キロ以上になると高圧になって、いろんな資格、いわゆる電気主任技師とかそういうのを設置しなければならないという法律になっていますので。50キロ以上は高圧、50キロ以下が低圧で、50キロのほうがちよっと要件が厳しくなるというか。だからみんな49.5とかそういうような低圧レベルでの申請になってくるような、主任技術者みたいなのが要らなくなるんですよ。そこで、一つの一線があるという形ですね。以上です。

○吉田委員長 この前、言っていたのが500平米っていう形で限られていたんで、それ以下のちっちゃなところがたくさんこうできている状況なんで、20キロワット以上の場合は説明会が必要なんじゃないかという、その議論がこの中でもあったんですけども、それについてはまだまだ抜け道があるっていうことですか。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 確かに二、三十キロとかそういうレベルになってくると、500平米は多分要らないと思うんで、確かに今の条例のほうではないとは思いますが。ただ、おそらく今までで二、三十キロっていうのは、ほとんど申請が来ていないんじゃないかな、というか、結局、費用対効果を考えたら二、三十キロでやるとあんまり効果がないというのが事業者の多分見解だったと思うんで。大体49.5で、大体皆さん来ているんで。確かに二、三十キロっていうところもあるんですけど、それはあんまり、何十件、何百件あるっていうことは、愛南町のほうにはまだ来ていないっていうか。ただ一つ、今、吉田委員長が言われたように、そこはちょっと抜け道になるところあるんで、そこも踏まえた上で、前回の改正案は10キロワット以上、いわゆる産業用という形でうちのほうは提案させていただいた次第です。以上です。

○吉田委員長 ほかに何かございますか。

山下委員。

○山下委員 今回の改正案で、なんかこれ、1、2、3、4、5とあって、厳格化とか、認定要件化とか、明確化とか、これははっきり、本当にその取り方次第ではどうでもなるようなこの法案というか改正になっているんですが、担当課からして、今回はこういうところが一番変わりましたというところがあれば、今までのところは多分、今までもあったけどちょっと厳しくしますよというような感じだと思うんですよ。だけど、ここは変わりましたという点がありますか。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 一番最初の時に説明しました改正ポイントの5つというのは、やっぱりこれは一つのあれになると思います。その中でもやはり1つ目の関係許認可等の取得ですよ。例えば、ちゃんとした土地を造成しているのかと。これは多分、旧の廃案になりましたけど、そこにもうとうとったことはあると思うんですけど、その土地の造成のほうですかね、そこら辺がやっぱり一番大きい。いわゆる森林法とか土地造成法とか砂防三法までやっぱり土地開発にかかる、ここがやっぱり一番大きいのではないかなという形ではあります。それと、あと、やっぱり説明会の開催、これを必ず義務付けたということは大きいのではないかなという考えではあります。

そうですね、先ほどの説明会の分なんですけど、それも先ほど、委託業者じゃないですけど、代行したようなところがよう説明会に来よったんですけど、今回は認定事業者、そこがもう1番の頭が来てやるというような形になっているので、これも大きいのではないかなと。今までは、下請け出したところが説明会に来よったところもあるんですけど、それはやっぱりちょっとおかしいなという感じもちょっと受けていたんで、そこが元々国から認定を受けた業者が直接来ると、そういうのも大きいのではないかな。直接住民の意見らもそこで反映されるのと、先ほどの議事録とかああいうのも公開になりますので、そこら辺も大きいのかなという考えではあります。以上です。

○吉田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 確認なんですけど、住民説明会を行う要件と、それと町のこの条例の適用を受ける要件、これ2つあると思うんですけど、さっきの説明では、説明会を設ける要件としては、50キロワット以上は強制的に説明会が必要であり、50キロワット未満であっても、諸々の条件であれば説明会の必要があるということなんですよね。それとは別に、町の条例の適用を受ける要件としては、面積で500平米以上若しくは協力要請地区であること、これらが適用になるということで、これより小さいところが乱立してくると問題が起きるんじゃないかというのが今後の論点になるのかなと思うんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 確かに、今、尾崎委員が言われたのがちょっと一つの問題にはなるのかなという考えではあります。ただ、今までこれでやってきたのと、あと、この国の指針がこういうふうになったのと、それに合わせて、今、尾崎委員が言われた課題も踏まえた上で、そこら辺を、今度の条例改正に、する場合だったら検討しながらという感じにはなってくるのかなという考えではあります。以上です。

○吉田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 事業者が行うべき義務っていうのが条例でも明記されておりますけれども、その規定を十分遵守しないときには指導、助言、勧告しますよというところで括っておりますけれども、ここについても、違反した場合には取消しも必要で、取消しをするというようなことも明記することは可能なんじゃないでしょうか。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 前回廃案になりました案についても、そのほうは明記はしとったんですけど、今回、国の関係がもう取消しもできる、交付金のほうの返還もするというようになっていきますので、そこら辺は国が行政処分をするような形になると思います。以上です。

○吉田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 条例には明記しなくても、国のこの上のほうでなっているので適用できるってことですよね、極論したら。

ただ、条例に明記しとったほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけど。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 確かに尾崎委員も言われましたように、前回の廃案になったときはそれを明

記しておりましたので、そこは、最初のほうはそこもちゃんとすべきじゃないかという議論もこの中であったんですけど、今回、国のほうがそういうふうになりましたので、国もうたっています。最悪、町のほうもうたっているのもありかなという感じはありますが、上の法令で、先ほど鷹野委員も言われたように、上の法令で決まったやつをもう一回条例のほうでするかどうかっていうのは、というのと、あと、うちのほうで取消しにするときの要件というか、明確化、ちょっと難しいところがあるのかなというのも一つ。この前いろいろ話しよって、課内でも問題がありました。国のほうは関係法令とかああいうので違反した場合は確かにそうなんですけど、あと、町のほうでそれを取消しにするときの要件といいますか、そこら辺をちょっと考えないけんのかなと。で、今回のありましたように、訴訟問題にもちょっとあったところもありますので、そこら辺の明文化がちょっとできていなかったところもちょっとあったんで、そこら辺はちょっとまた慎重に対応できたらなという形は考えております。以上です。

○吉田委員長 ほかに質問、何かございますか。

原田委員。

○原田委員 パネルの廃棄についてちょっと分からないところがあるんで聞きたいんですが、先ほど課長が言うように、廃棄はまだそういった段階にあるとは思っていないんですが、もしこれ20年たって廃棄するようなケースのときに、この5番の廃棄の説明では、なんか積立金ってのは、これはあるんですか。廃棄するのにそれを充てるのではなく、個別に適正な廃棄とあるんですが、これは、その積立金っていうのは、もうこれははなから使えないということですか。

○吉田委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 私もこれ読んだときにそういう感じがあったんですけど、この5番はですね、20年過ぎました、そこで本当やったら、廃棄するときにはこの資金を制度上使ってやるんですけど、それでまた更新ができるんですよ。20年以上また単価を安くなるかもしれませんが、それは発電事業としてやることのできるもので、そのときに更新したり増設した場合については、それは必ずそれを各自個別で積立てとか廃棄分の金額を作るときなさいよというのがこの(5)の意見です。今、例えば500平米やっていて、その中にはもう積立基金、廃棄の積立基金はもう既にやっているわけなんですけど、それが20年でそのFIT法が終わりました。だけど、まだそのやつが使えるので、20年以降も更新をしたい、もっと発電したい、で、プラス増設したいとか、そういう場合の増設した分についてはちゃんと個別にちゃんとやっってくださいよと、そういう文言、ここになるんじゃないかなと思います。この最初から積み立てていたやつを活用するんじゃないかに、ちゃんとしたやつは別でちゃんと、それもちゃんとやっってくださいよというのを明文化したような形になっていると僕はちょっと思っただけです。以上です。

○吉田委員長 ほかに何か質問ありますか。大丈夫でしょうか。じゃあ、これで一応質問終わりますので。はい。退席のほうお願いします。

(執行部退席)

○吉田委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 休憩をお願いします。

○吉田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○吉田委員長 休憩前に引き続き審議をしたいと思います。

最終的に、今回、改正の概要について、愛南町の条例をどうするかということで審議をしてきました。最終的にはどうですかね。鷹野委員、何か意見があれば、最終的な意見をお願いします。

鷹野委員。

○鷹野委員 今度、4月に特別措置法ということで、国の法律が大幅に変わってきたということ

受けまして、愛南町の廃案になった条例改正ということで、その特措置にない、法律にない、愛南町にとって必要な部分は条例として今度改正すべきじゃないかという方向で理事者側に検討を要請するような、そういう形にすればいいんじゃないかなというふうに思います。

○吉田委員長 ほかに何か意見ございますでしょうか。

はい。じゃあ、今の形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田委員長 報告書の作成については正副委員長一任をもって執り行いをしたいと思いますが、異議がございませんでしょうか。

(「お願いします」と言う者あり)

○吉田委員長 よろしいですかね。はい。それをもってその報告書のほうを提出していきたいと思います。また後で回覧で回しますので、また訂正等ありましたらまた御指示のほうお願いしたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして議論ありがとうございました。

○嘉喜山副委員長 最後に、私が言うまでもないんですが、長期間にわたりましてありがとうございました。これをもちまして産業厚生常任委員会を終了いたします。

委員長